会議名	第 22 回 堺市同和行政協議会			
	令和4(2022)年10月5日 (水)		会議	堺市役所本館10階
	午後1時30分~午後2時30分		場所	第1会議室
	Н в	·		

Ш 冼

(委員)

竹田進一委員、田村登貴子委員、中村昭彦委員、

井藤良子委員、山田一幸委員、久保洋子委員、小山敏美委員、白本忠史委員、 納谷通弘委員

池田克史委員、上村太一委員、大林健二委員、小野伸也委員、加藤慎平委員、 小堀清次委員、白江米一委員、野里文盛委員、藤本幸子委員、餅木哲郎委員、 (堺市)

光齋市民人権局長、懸樋人権部長、出野人権企画調整課長、淺田人権企画調整課参事、 六波羅人権企画調整課参事、福田人権企画調整課長補佐、植田人権企画調整課主幹、 松尾人権推進課長、

太田学校教育部部理事、森内人権教育課長

(傍聴人)0人

1. 会長等の選任について

案 件 2. 本市におけるインターネットのモニタリング及び削除要請依頼につい て資料1

会議内容

事 務 局 (植田人権企画調

定刻になりましたので、ただいまより第 22 回堺市同和行政協議会を開 催させていただきます。

整 課 主 幹)

委員の皆様には、ご多忙のところご出席いただきまして、誠にありが とうございます。

進行を務めます人権企画調整課 植田と申します。よろしくお願いし ます。

本日は 19 人の委員が出席されております。本協議会条例第 5 条第 2 項の規定による定足数に達していることをご報告申しあげます。

また、新型コロナウイルス感染症対策のため、理事者の出席を少なく しておりますこと、ご理解いただきますようお願い申しあげます。

それでは会議に先立ちまして、委員の皆様をご紹介させていただきま す。

お手元に委員名簿を置かせていただいております。よろしくお願いい たします。

まず、堺市同和行政協議会条例第3条第1項第1号に定めた方々、

竹田進一委員でございます。

田村登貴子委員でございます。

中村昭彦委員は、少し所用で遅れるとご連絡いただいております。

なお、中田理惠子委員は、本日所用により欠席とご連絡をいただいて おります。

次に、同じく第2号に定めた方々、

井藤良子委員も所用で遅れるとご連絡をいただいております。

山田一幸委員でございます。

続きまして、同じく第3号で定めた方々、

久保洋子委員でございます。

小山敏美委員でございます。

白本忠史委員でございます。

納谷通弘委員でございます。

引き続きまして、同じく第4号で定めた方々、

池田克史委員でございます。

上村太一委員でございます。

大林健二委員でございます。

小野伸也委員でございます。

加藤慎平委員でございます。

小堀清次委員でございます。

なお、小堀委員におかれましては、監査委員業務のため、本日途中退 席となります。

続きまして

白江米一委員でございます。

野里文盛委員でございます。

藤本幸子委員でございます。

最後に、同じく第5号によりご委嘱申しあげております、 餅木哲郎委員でございます。 それでは、開会にあたりまして、市民人権局長 光齋よりご挨拶を申し あげます。

光齋市民人権 局 長

改めまして、皆様こんにちは。市民人権局 光齋でございます。本日は お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

第 22 回の堺市同和行政協議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

委員の皆様におかれましては、平素から同和行政をはじめとする本市 人権施策の各般にわたりまして、ご理解と温かいご協力をいただきまし て本当にありがとうございます。

新型コロナウイルスも第 7 波のピークは過ぎたかなというところでございますけれども、まだまだ収束が見えておりません。

本日の会議も感染症予防を徹底し、開催いたしますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

先ほどご案内がありましたが、本日は 19 名の委員の皆様に 10 月 1 日付で、新たに堺市同行政協議会の委員の委嘱をさせていただきました。新しい委員の皆様には 2 年の任期となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は新体制での一つめの案件として、会長等の選任とさせていただきました。

2つめの案件は、「堺市におけるインターネットのモニタリングと削 除要請依頼について」をあげさせていただいております。

人権部におきまして、インターネット上の部落差別事象に関するモニタリングを行っております。法務省から出された「インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理について」という依命通知があり、これらに合致する投稿につきましては、法務局に削除要請を行っているところでございます。

また、国や大阪府などの状況につきましても合わせてご報告をさせて いただきたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、人権課題である同和問題の解消に向けまして、活発なご意見を賜りますようお願いを申しあげまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

事 務 局

それでは会議に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。 お席の方に、会議資料としまして、

- 次第
- ・A4 両面資料
- ・堺市同和対策協議会条例・施行規則
- 名簿
- 委嘱書

を置かせていただいております。以上、お手元にございますか。

それでは、会議に入らせていただきます。

本日は、案件としまして、正・副会長のご選任並びに運営委員のご選任をいただきますが、議事の進行上、会長が選任されるまでの間、野里委員に議事を進めていただきたいと考えております。

皆様、よろしいでしょうか。

【異議なし】

それでは、野里委員よろしくお願いします。

座 長 (野里委員)

はい、野里です。本日は、お忙しいところをご出席いただき、本当に ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

会長が選任されるまでの間、私が議事進行を務めさせていただきま す。ご協力のほどよろしくお願いします。

案件に入ります。まず、正・副会長並びに運営委員の方々の選任を行います。選任方法について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

選任方法ですが、正・副会長につきましては、本協議会条例第 4 条に基づき委員の互選となっており、会長は従来から議会側委員より、また、副会長は市民側委員よりそれぞれ選んでいただき、総会でご承認いただくということになっております。

運営委員につきましては、条例施行規則第 3 条に基づき委員の互選となっておりますが、従来からの申し合わせにより、1 号委員から 1 名、2 号委員から 1 名、3 号委員から 1 名、4 号委員から 4 名、5 号委員から 1 名の計 8 名となっております。

座 長 はい、ありがとうございました。

それでは、お諮りしたいと思いますが、ただいま事務局から説明のあった選任方法でご異議ございませんか。

【異議なし】

ありがとうございます。

それでは、会長は議会側委員より、副会長については市民側委員より 推薦をいただき、運営委員についても先ほど申しあげました要領で推薦 をいただき、総会で諮ってまいりたいと思います。

では、議会側委員、市民側委員でそれぞれにご協議をお願いいたします。

議会側委員には、別室をご用意しています。市民側委員については、 この場所でお願いいたします。

それでは、ご協議のため暫時休憩いたします。

【議会側、市民側それぞれ協議】

座 長 それでは、議事を再開いたします。議会側委員から会長並びに運営委 員推薦の発表を、お願いいたします。白江委員。

白 江 委 員 はい。それでは発表させていただきます。

会長に池田委員、運営委員につきまして、小野委員、私白江、小堀委員、藤本委員にお願いしようと思います。よろしくお願いします。

司 会 ありがとうございました。続いて市民側委員から副会長並びに運営委 員の推薦の発表を、お願いいたします。

山田委員 それでは、ご報告申しあげます。副会長には白本委員、運営委員には、中田委員、納谷委員、餅木委員、私山田の計4名を推薦いたします。以上ご報告申しあげます。

座 長 はい、ありがとうございました。それぞれの推薦発表をいただきましたので、改めて確認をさせていただきます。

まず、会長に池田委員、副会長に白本委員、運営委員としては、議会側から、小野委員、白江委員、小堀委員、藤本委員の 4 名でございます。

また、市民側からの運営委員は、1号委員から中田委員、2号委員から 山田委員、3号委員から納谷委員、5号委員から餅木委員の4名でござい ます。

正・副会長及び運営委員を以上の方々に決定したいと思いますが、よ ろしければ、拍手をもってご承認下さい。

【拍手】

ありがとうございます。それでは、ご承認いただきましたので、会長 の池田委員に交代させていただきます。

議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。 それでは、池田会長よろしくお願いいたします。

事 務 局

それでは、池田会長、議事進行を、よろしくお願いいたします。

会長(池田委員)

ただいま、委員の皆様のご賛同をいただきまして、会長に就任することになりました。今年は部落解放運動の先駆けとなりました全国水平社が、堺におきましては舳松水平社が創立され、100周年であります。部落差別は今なお時代を越え、形を変え存続をしております。

同和行政協議会として、一日も早く同和問題・部落差別を解消するべく、皆さんと一緒にどのような取組が効果的・効率的なのかを議論していまたいと考えています。

委員の皆様には、忌憚のないご意見を頂戴いたしますようお願いを申 しあげ、簡単ではございますが、会長就任のご挨拶とさせていただきま す。どうかよろしくお願いいたします。

では、議事に入らせていただきます。

はじめに、本日の会議録の署名につきましては、以前より署名人については会長ともう 1 名ということになっておりますので、私ともう 1 名、五十音順で井藤委員にお願いします。

それでは早速でございますが、引き続きまして、案件に入ります。

案件 2 の「本市におけるインターネットのモニタリング及び削除要請依頼について(報告)」の説明を事務局からお願いいたします。

淺田人権企画 調整課参事

人権企画調整課の淺田と申します、どうぞよろしくお願いいたします。

着座にて失礼いたします。それでは、資料 1 に従いましてご説明いたします。

まず、本日のポイントですが、前回会議以降も、インターネット上に 同和地区を摘示する情報などが日々流されています。また、国ではイン ターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関して、有識者検討会での 議論がとりまとめられ、大阪府におきましても、令和 4 年 4 月 1 日に、 「インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条 例」が施行されるなど、インターネット上の誹謗中傷やプライバシーの 侵害情報、ヘイトスピーチ、同和地区の摘示などの人権侵害情報等への 対応について動きがございました。

本日は、本市における同和問題の解決を総合的かつ効果的に促進するため、これまでの取組や国や府等の動きを踏まえ、インターネット上の部落差別の問題についてどのように取り組んでいくべきか、同和問題の解決に向けたより効果的な施策を進める上でどのような工夫・改善が必要かといった点を中心に、ご意見をいただければと考えています。

なお、本協議会は本市における同和問題の解決を総合的かつ効果的に 促進することを目的としておりますので、同和問題を中心にご議論をお 願いします。

次に、これまでの会議でご審議いただきました内容について少し振り 返りたいと思います。

近年、SNSの普及等もあり、インターネット上には、誹謗中傷やプライバシーの侵害情報、ヘイトスピーチ、いわゆる同和地区の摘示などの人権侵害情報が多数掲載されており、その対応は喫緊の課題となっています。

これを受けまして、本協議会におきましても、令和元年度から本市が 実施しているインターネット上の部落差別・同和問題に関する投稿のモニタリングと削除要請依頼について議論いただいているところです。

第19回(令和元年11月25日)の会議では、委員の皆様から、

①表現の自由が大切なのはもちろんだが、憲法 12 条で濫用の禁止、公

共の福祉という制約もあり、何を言っても許されるわけではない。

- ②インターネット上の差別を見つけ出して削除していくことはこれからの課題である。
 - ③正しい知識を普及させることが重要である。

などのご意見を頂戴しました。

第 20 回 (令和 3 年 3 月 30 日) の会議では、法政大学法学部、金子匡良教授から「インターネットモニタリングと削除要請の意義と課題」についてご講演をいただき、自治体である堺市が、ネット上に部落差別にあたる投稿がないかをモニタリングし、削除しようとする際の法的な配慮点をご教示いただきました。

第 21 回(令和 3 年 11 月 17 日)の会議では、本市が実施する「インターネットモニタリング」についてご説明し、委員の皆様から、

- ①モニタリングや削除要請依頼を積極的にした方がよい。
- ②女性問題、高齢者問題、障害者問題等へも踏み込んではどうか。
- ③モニタリングについて、さまざまな意見聴取をしてほしい。
- ④人権侵害される方や不利益を被る方の側に立った対応をしてほしい。

など、人権全般にわたる様々なご意見を頂戴しました。

本市の実施しているモニタリングや削除要請依頼について、行政として表現の自由等の関係など難しい問題はありますが、大事なことなので進めてほしいということであったと考えています。

次にこれまでの本市のモニタリングの実施状況及び法務局への削除要 請依頼状況等について報告させていただきます。

本市のモニタリングにつきましては、これまでの会議でもお示ししていましたが、本市が作成しました「モニタリング・削除要請依頼マニュアル」に沿って、「表現の自由」に配慮しつつ、「法務省の依命通知」を踏まえた基準により実施しているところです。

法務省の「依命通知」とは、平成30年12月27日に法務省人権擁護局調査救済課長が法務局人権擁護部長や地方法務局長へ、「インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理についての考え方」を示したもので、「○○地区は同和地区であった。(ある)。」などと指摘する識別情報の摘示は、原則として削除要請等の措置対象とすべきであるとしています。

現状では、この依命通知を根拠に、同和地区の地名摘示事象に関して

のモニタリングを実施し、法務局へ削除要請依頼を行っています。

モニタリングは、概ね週 1 回程度実施し、特定の地域を同和地区であると指摘する投稿等、基準に合致したもののうち、内容を更に人権部で検討した上で、国の人権擁護機関である大阪法務局に対し、プロバイダ等への削除要請依頼を行っています。

また、複数の市町村に関わる悪質な差別書き込み等が行われた場合に おいては、大阪府と連携しながら、法務省に対し、プロバイダ等への削 除要請を行うよう依頼しています。

削除要請依頼の実施状況ですが、本市が、法務局へ対し削除要請依頼を行った件数は、令和2年10月から令和4年3月までが69件となっており、Twitterが57件、Facebookが3件、Web検索が9件となっています。

令和 4 年度につきましては、8 月までで、Web 検索等 6 件の削除要請を行ったところです。

これまで削除要請依頼した 75 件のうち、9 月 5 日現在、閲覧できなくなった投稿は 14 件となっており、 閲覧できなくなった事例としましては、資料に記載していますように、「大阪府の堺市で治安の悪い所を教えてください。」という質問に対し、「堺市〇区〇〇(地名)→同和地区」と答えた投稿、「〇〇(地名)は元部落、でも、いい店にそんなものは関係ない!」という投稿などがあります。

ただ、閲覧できなくなった原因が、本市からの削除要請依頼に基づき、法務局がプロバイダへ削除要請したことで削除されたのか、投稿者自らが削除したのか、本市が見られなくなった(もしくは限られた人しか見られなくなった)だけなのかは不明です。

本市が法務局へ削除要請依頼したもののうち、約 19%の投稿が閲覧できなくなってはいますが、法務局がプロバイダに削除要請等の対応を行っても、削除されていない投稿が多く残っているのが現状です。

本市では、少しでも多く差別書き込み等が閲覧できなくなるよう、削除されていないものについては、対応を強化していきたいと考えています。

次に、参考として、インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害 に関する国や大阪府の主な状況についてご紹介します。

まず、国の状況としましては、インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害があり発信者を特定しようとしても、発信者の特定までに手

間と時間と費用がかかっていましたが、より円滑に被害者救済を図れるよう、プロバイダ責任制限法(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律)が10月1日に改正されました。

また、プロバイダ側が個人や法務局等からの削除要請依頼に応じようとしても、表現の自由を軽視しているとの批判を招きかねず、対応に苦慮していることから、事業者自らの約款等に基づき投稿の削除や投稿制限等の対応が行える環境の整備等も検討されているところです。

さらに、本市でも苦慮しています、インターネット上の誹謗中傷等の 違法性や削除に関する法的な基準、国や地方公共団体が行う「モニタリ ング」についても議論されているところです。

その他、インターネット上の誹謗中傷対策強化のため、刑法の侮辱罪 厳罰化が本年7月から施行されるなどがございました。

次に、大阪府の状況としましては、インターネットの拡散性、匿名性 といった特性や表現の自由等の憲法上の問題から、規制等の抜本的な対 策は国において全国統一的に対応すべきとの考えから、令和 3 年 7 月に 知事から総務大臣、法務大臣にプロバイダ責任制限法の改正や人権救済 機関の設置等の提案を行いました。

また、令和4年4月には「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」が施行され、その条例附則には、施行後1年を目途に実効性のある取組に向け検討を進めることとされています。現在、有識者会議で検討が進められており、年内には実効性のある取組がまとめられると聞いています。

このように現在、国や大阪府でも様々な動きや議論が行われていると ころです。

最後に、今後の取組の方向性ですが、

- ①インターネットを利用する人が、 お互いの人権を尊重する情報モラル やメディア・リテラシーの向上につながる啓発などの施策・事業を進め ます。
- ②国をはじめ大阪府や指定都市等と連携し、情報共有を図るとともに、 インターネット上の人権侵害に関する法整備などについて、要望してい きます。
- ③モニタリングについては、削除要請後の再確認、成果の効果的な活用 等に努めるとともに、社会情勢を注視し、当協議会の意見も踏まえつ

つ、適正かつ効果的に取り組んでいきます。

以上でございます。

会 長 説明は終わりました。

ただいまの件につきまして、委員の皆様方から何かご意見ご質問はご ざいませんか。 竹田委員。

竹 田 委 員 説明ありがとうございます。

この間、色々な場所でインターネットの人権侵害の議論が進んでおります。

また色々な取組も進んでいると思うのですが、残念ながら解決には全 く至っていないということになっています。

そういう状況をどうしたらいいのか。

ここにも書かれておりますが、やはり法的罰則、こういうことも考えていかないといけないときに来ているのではないかと思います。

ただ、市独自で罰則であったり、法というのはかなり難しいことなので、やっぱりどんどん国に要望していくということが大切だと思います。しつこいぐらい要望してもいいと思います。

例えば、他市や府と連携して要望していくということも一つの手では ないのかなということになります。 以上です。

会長しはい。ありがとうございます。

ご意見ということでよろしいですか。

竹田委員| はい。

会長し他にはいかがでしょうか。よろしいですか。

はい、それでは、案件としては以上でございますが、私の方からいく つかお話をさせていただきたいと思います。

21 世紀に入りまして、地方自治体では同和という用語が年々少なくなりまして、人権が主流となりました。堺市も同和行政を含めた人権行政へと政策の方向性が移り変わってきているのは皆様ご承知のとおりです。

本協議会は前身の堺市同和対策協議会、これも設置後から 45 年を迎え

ます。そこで、私としましては本協議会のあり方について、皆様にどう 思われるかなどを、率直なご意見を伺いたいと思っております。

いかがでしょうか。

唐突ではございますが、特に 1 号委員の皆様、議員の 4 号委員の皆様 から、本当に忌憚のないご意見をいただきたいと思います。特にござい ませんか。

竹田委員

すみません、唐突すぎて…

会 長

私がこの協議会の委員として入らせていただくことになった時に、 色々と当局に伺いました。

私は確か一期目のときに、この協議会に所属したことがあります。

まだ議員として右も左もわからない時でありましたので、改めて色々とこの協議会のあり方なり伺ったときに、ここのところ、七夕のように毎年 1 回ぐらいの開催で、そのたびに正副会長とかを決めているというのは、私にすれば、形骸化しているようなところがあるのではないかと危惧をしております。

本市では、第 3 期人権施策推進計画、皆様もご存知のこの冊子であります。今年の 3 月に策定されたものです。これを基に、同和問題を含めた人権施策、これを先ほども説明がありましたが、総合的かつ積極的に推進するため、庁内の横断的組織として、ここにも明記されておりますが堺市人権施策推進本部そして教育委員会においては、教育部会というのを設置しております。

また、個々の具体的な施策事業につきましては、堺市人権施策推進本 部常任幹事会というのがありまして、そこで人権の視点で、実施状況を 確認し、全庁的に連携を図ることになっております。

そこで担当課にお伺いをしたいのですが、この同和問題を含めた人権 施策を推進する。これら庁内の推進体制の取組はどのようになっていま すか。

出野人権企画調 整課長

人権企画調整課長の出野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

人権擁護宣言都市にふさわしいまちづくりを推進するために人権意識 の高揚および、啓発を総合的かつ効果的に行うため、庁内に市長を本部 長とする堺市人権啓発推進本部を昭和 58 年に設置し、その後、平成 14 年に人権施策推進事業を総合的かつ効果的に行うため、堺市人権施策推 進本部に改組いたしました。

実際、堺市人権施策推進本部の事業としましては、人権施策に関する 基本的事項に関することや、各部局の行う人権施策推進事業についての 連絡および調整を行っております。

通常は先ほどおっしゃっていただきましたように、課長級職員で構成される常任幹事会において、各所管の具体的な施策事業について、人権の視点で実施状況を確認し、全庁的に連携を図っております。

踏み込んで言いますと、具体的には毎月、各部署が行う人権施策に関する啓発イベントや研修会参加等の連絡調整および情報共有を電子メールの方で行っており、特に説明が必要な案件については対面形式で開催しております。また必要に応じて本部会議や常任委員会を開催し、それらを効果的に活用してまいりたいと諮っております。

以上でございます。

会 長

今のご答弁は概略であって、今の同和対策事業というのは、一般施策 を活用して具体的に事業実施していると。

本来聞きたかったのは、その個別具体の事業実施やその効果測定、そういったことを聞きたいですけど。今報告はできますか。

今は、堺市の同和行政というのは、一般施策を用いて、一般施策というのはありとあらゆる方面にあると思うのですが、その事業実施の中身について、どのように同和問題の解決に繋がっているのかという効果測定に繋がるような取組を、ここで今話をして欲しかったですが、それは今、お話しできますか。

出野人権企画調整課長

効果測定といえば、それぞれの当初予算要求におきまして、その同和 行政予算というものを、各所管の方からこちらへ集め、どういったこと に予算に反映させているかということは掴んではおります。

会 長

掴めていたらその中身は報告してほしいですが、今日は唐突なので、 結構ですけど。

本協議会の目的は言うまでもなく、同和問題の解決を総合的かつ効果的に促進することで、そのためには、本市において同和行政の取組の報

告、具体的に言いますと、どういう効果測定しているのかとか、そういった報告は、私はこの場で欠かせないものだと思っております。

そしてその報告をもとに、我々、構成委員がそれを協議または審議をして、必要ならば堺市同和行政協議会条例第2条第2項又は第3項に基づいて、同和問題解決のための施策について、市長または教育委員会に対し、建議つまり意見を申し述べること、これができるので、場合によってはそういうことも必要だと私は考えています。

私、一方的に喋っていますけど、皆様のお考えもお伺いしたいのですが、いかがですか。

つまり、この同和行政協議会の目的に沿って、啓発事業や講習等も大事ですが、同和行政を一般施策で行っている中身について、きちんと検証することがこの場では必要ではないかと思っています。

場合によっては市長にこうあるべきだ、教育委員会に対して、その同和教育に対してはこうあるべきだと、私はそういうふうにやっていくべきだと思っております。特に 1 号委員の皆さんのご意見伺いたいのですが、いかがですか。

竹田委員

全く会長が今、おっしゃられたことだと思います。

一般施策の中でしているということですが、具体的にしていることを 僕らも正直ちょっと見えていないところもあるかもしれませんので、今 後はそういう報告をしていただき、会長がおっしゃっていたように、こ の場で皆様と議論し、良い方向に進めていけたらと思っておりますの で、よろしくお願いします。

田村委員

今、竹田委員が話されたとおりだと思うのですが、やっぱり共有できる場があればいいのかなと。またそれを踏まえて改善という形になればいいのかなと思います。

会 長

他の委員の皆様、特にございませんか。

そうしましたら今後、より積極的に取り組んでいただくためにも、年 に 1 回と言わずに、会議の開催回数が増えることがあるのではないかと 思っております。

皆様お忙しいとは思いますが、ご理解ご協力をお願いしたいと思いま す。 あともう一点だけ最後に、委員の皆様「私のはなし 部落のはなし」という映画をご存知でしょうか。私は観ましたが、この映画は部落差別の起源、変遷から現状までを描いて積み重なった差別の歴史と複雑に絡み合った背景を、紐解いていく長編のドキュメンタリー映画です。ちょっとかなり長い映画です。3 時間以上ですが、途中休憩はあります。YouTube にこれの予告編が、公開されていますので、一度皆様にご覧いただきたいと思います。

【「私のはなし 部落のはなし」予告編上映】

会 長

これも、唐突に皆様にお話をさせていただきましたが、いかがでした でしょうか。

私はこの映画を本年の人権週間に合わせて、できましたらその本協議 会で、鑑賞したいと考えております。

そして、議会議員や職員にも案内をしたいと思っております。 もちろん、費用は当局に何とか捻りだしてもらいたいと思っております。

そこは大丈夫ですよね。しっかりと議事録に残るように返事をしてく ださい。

懸樋人権部長

いま会長がおっしゃったように予算のほうはなんとかできると考えております。

会 長

本年の人権週間12月上旬ですけど、大丈夫ですよね。

淺田人権企画 調整課参事

詳細につきましては、皆さんの日程もございますし、場所もございま すので、また会長とご相談させていただきながら調整させていただけた らと思っております。

会 長

ちなみに人権週間はいつからいつまでですか。

淺田人権企画 調整課参事

12月4日から12月10日までです。

会 長

おそらく土曜日か日曜日になるかもしれませんが、あるいは平日の夜 とかになるかもわかりませんが、配給会社によると 100 名まで 6 万円と いう金額設定になっていますので、是非自主上映という形で、多くの皆様に見ていただきたいと思っております。

このように唐突にこれを考えたのですが、1 号委員の皆様のご意見をまず、いただきたいと思います。

竹田委員

精通者としてここに参加させていただいているのですが、すみません、まだ観ていません。

観る機会があるのであれば、ぜひ皆さんとご一緒に観たいなと思って いますし、会長、確認ですけど、この協議会でということですよね。

会 長

基本、協議会でということです。

竹田委員

わかりました。

僕は、観ていなので偉そうには言えませんが、ただこの映画はすごく 賛否があって、色々とお互いの意見がストレートに出ている映画だと聞いています。

例えば、見る前なのか後なのかは別にして、一度専門家の人に観た後でもいいですけど、来ていただいて、色々と解説をしていただければ、より良いことではないかなと思っています。

あとそれとすみません。お話させいただきますが、今年の夏に「破 戒」というが上映されまして、これは昔のリメイク版です。

これは観させてもらったのですが、中身はすごくわかりやすくて、こちらの人権啓発にはぜひ使っていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

会 長

他の皆様いかがでしょうか。上映会をするということでよろしいですか。

またご案内させていただきますが、年末でお忙しいとは思いますが、 できるだけ都合をつけていただいて、ただ 3 時間以上ある映画ですの で、お時間をいただいて、皆様と見たいと思っております。

そして、いま竹田委員からお話がありましたが、「破戒」という映画は、60年ぶりになるのでしょうか、かなり有名な俳優さんがキャストで入っている映画です。

いま紹介した「私のはなし部落のはなし」を、本来ならば市民さん向

けにもしたかったのですが、当局と意見交換する中で、3時間はさすがにきついだろうという話もありました。

出来ましたらまた皆様ともご協議する機会があるかもわかりませんが 「破戒」という映画を市民向けに上映するとか、そういったこともまた 皆様と機会があればご相談したいと思います。

それでは上映をするということで、また皆様にご案内をさせていただ きます。

案件としましては、以上でございます。他に何か皆様の方から。

竹田委員

僕ばかりですみません。

僕から一つ提案がございます。この協議会ですけど、人権ふれあいセンターというところがありますので、そこで一度開催していただいて、そのあと同センター内に舳松人権歴史館がありますので、歴史館見学とフィールドワークをセットにして、皆様で実施していただきたいなと思います。

直に来て見学していただけると、より皆様にもご理解いただけるのか と思います。時期等につきましては調整が大変だとは思いますが、また よろしくお願いします。

会 長

竹田委員ありがとうございます。

副会長ともご相談させていただいて、事務局とも相談させていただいて、ぜひ前向きに検討したいと思います。

他に何かございませんか。

よろしいですか。それでは事務局からの連絡事項はありますか。

事務局

はい。事務局です。

(植田人権企画調整課主幹)

今後の同和行政協議会の予定でありますけども、来年 1 月頃。これ予 定ですけども、今年度の 2 回目を開催できればと考えております。

また、本日ご提案いただきました。映画の件、人権ふれあいセンターの件、また会長・副会長とご相談しながら進めていきたいと考えております。

事務局からは以上でございます。

会 長

はい、それでは以上をもちまして、第 22 回堺市同和行政協議会を終了

させていただきます。本日はお疲れ様でした。ありがとうございまし
た。